

塩竈市津波防災センター研修室のご利用について

①使用目的の制限

条例に基づき、以下の目的で使用する場合のみ利用できます。

- ・ 防災に関する知識及び技術の普及向上に関すること。
- ・ 自主防災組織の育成及び強化に関すること。

上記の目的に合致しない場合はご利用いただけません。恐れ入りますが、マリゲート塩釜（当施設隣り）や塩釜商工会議所貸会議室（当施設向かい）などの利用をご検討願います。

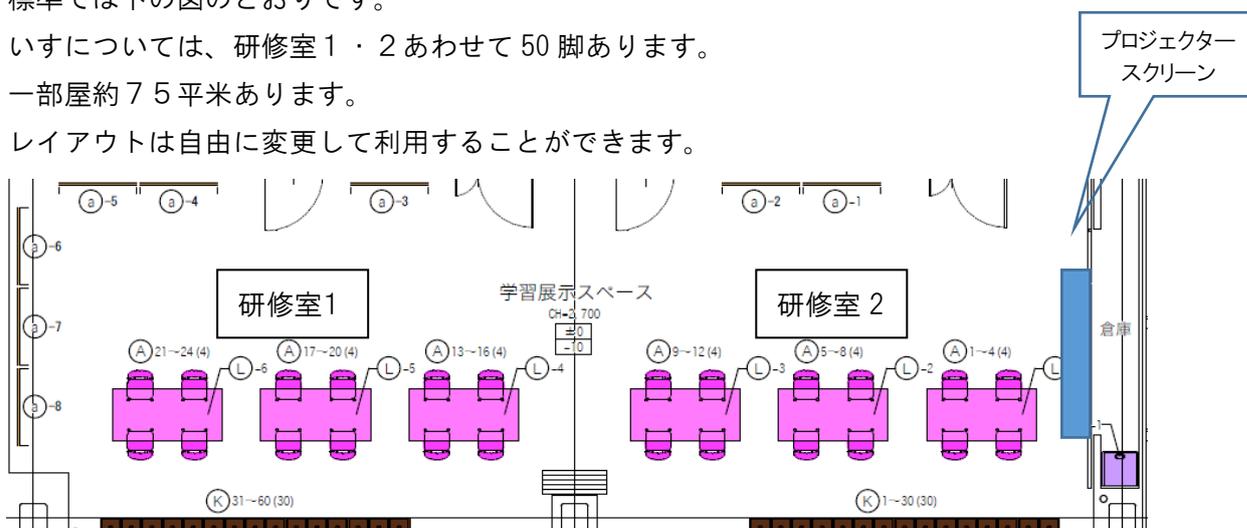
②研修室レイアウトについて

標準では下の図のとおりです。

いすについては、研修室1・2あわせて50脚あります。

一部屋約75平米あります。

レイアウトは自由に変更して利用することができます。



③注意事項

- ・ ごみは全てお持ち帰りください。
- ・ プロジェクター・マイクは研修室2（または研修室1・2の同時利用）でご利用いただけます
- ・ 室内で飲食される場合は、使用申込書使用目的欄にその旨記載願います。（酒類不可）
- ・ **館内及び敷地内は禁煙です。喫煙所は設けておりません**のでマリゲート塩釜の喫煙所などをご利用ください。
- ・ 料金の納入が確認できない場合はご利用いただけません。
- ・ 利用時間は、後片付け・机や椅子などの配置の現状復旧を含めた時間となります。余裕をもった時間でお申込み願います。（例：17時00分までのご利用の場合は、17時00分までに退館いただくことになります）
- ・ 当施設専用の駐車場はございません。マリゲート塩釜などの駐車場をご利用ください。（当施設1Fはマリゲート塩釜駐車場となります）
- ★マリゲート塩釜では1店舗（イベント時の出店を除く）でお会計1,000円以上の買い物や飲食をされた場合は2時間無料サービス券を配布しております。

④料金について

研修室1 ……1時間あたり 910円

研修室2 ……1時間あたり 890円

★研修室1・2はつなげて利用することができません。

マイク ……1本 320円

マイクスタンド ……1台 100円

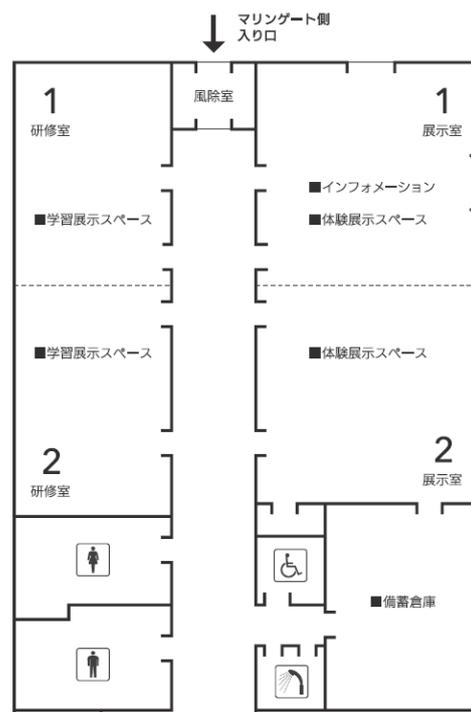
プロジェクター ……1台 3,300円

★マイク・マイクスタンド・プロジェクターの貸出しは、研修室のご利用とセットになります。外部への持ち出しは出来かねます。

★プロジェクターの接続は HDMI 端子のみとなります。

塩竈市津波防災センター

2階



⑤お申込み・ご利用の流れ

1. 申請書の提出

ご利用の3か月前から1週間前までの受付となります。あらかじめ空き状況を確認のうえ、津波防災センターに申請書を提出願います。なお、3か月前であっても既に市の行事利用等で使えない日があります。

(例:7月3日利用の場合は4月4日から受け付け)

2. 料金の支払い

後日、納付書をお送りいたしますので、利用日までに市内の金融機関または市役所1階会計課でお支払願います。

★津波防災センターでのお支払はできません

3. 利用許可申請書の送付

利用許可書をお送りいたします。

★料金の納付日にご利用の10日前以内の場合は、納入した際に金融機関から渡される納入済書をFAX(022-361-1587)でお送りいただくか、市役所2階市民安全課防災係までお持ちください。

4. ご利用の際に

利用許可書を必ず持参のうえ、津波防災センター2階におります係員(展示室または離島支援センター・離島防災センター)までお声掛けください。

5. 利用終了後

お帰りになる前に、津波防災センター2階におります係員(展示室または離島支援センター・離島防災センター)までお声掛けください。

⑥キャンセルの際の使用料返還について

- ・利用者の責によるキャンセルの場合は、キャンセルのご連絡をいただいた時期によってキャンセル料が発生いたします。
 - 7 日前までにご連絡を頂いた場合…発生しません(全額返還)
 - 6 日前から 3 日前までにご連絡を頂いた場合…利用料の半額(半額返還)
 - それ以外…利用料の全額(返還いたしません)
- ・一部変更した場合(例:利用時間の短縮)も同様の取扱いといたします
- ・ご連絡は開館日かつ開館時間内のみ受付いたします。ただし、年末年始を除く休館日は、市民安全課防災係(電話 022-355-6491)で受付いたします。
- ・ご連絡後、速やかに使用料返還申請書を津波防災センターまでご提出願います。
- ・返還は原則としてお振込となりますので、お振込先口座の分かるものの写し(例:通帳やキャッシュカードのコピー)を使用料返還申請書とあわせてご提出願います。なお、お振込まで 2 週間程度いただきます。

⑦利用料金の減免について

- ・以下に該当する場合は、利用料金を半額または全額減免いたします。
 - (1) 市又は教育委員会が主催して使用する場合 10割
 - (2) 市内の小学校又は中学校が教育目的のために使用する場合 10割
 - (3) 市又は教育委員会が共催して使用する場合 5割
 - ※後援の場合は該当しません。
 - (4) 市内の自主防災組織が使用する場合 10割
 - (5) 市内の町内会が使用する場合 5割
- ・減免を受ける際は使用料減免申請書(様式第5号)を利用申請書とあわせてご提出ください。